

愛知県地域保健医療計画の見直しについて

1 計画見直しの経緯

- 平成 18 年 6 月に、医療制度改革関連で医療法が改正されたことにより、本県においては、患者や住民にとって分かりやすい、地域の医療機能に応じた医療連携体制を構築し、県民に対して良質かつ適切な医療の確保を図るために、平成 18 年 3 月に公示した愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）を見直し、平成 20 年 3 月に公示した。
- しかしながら、平成 19 年度に定めた愛知県地域保健医療計画策定指針（以下「策定指針」という）により基準病床数などについては見直しを行っておらず、それらの部分については平成 23 年 3 月までの計画となっているので、これを見直すこととし、その見直しのための新たな策定指針を平成 21 年 6 月に定めた。

2 計画（県計画）見直しのポイント（※別紙 1 参照）

- 今回の計画見直しは見直しを行わなかった基準病床数等だけでなく、体系図に記載する医療機関名の掲載基準も改めることとし、全面的に見直すこととした。
- 体系図に記載する医療機関名については、愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領により年 1 回以上更新する必要があることから、別綴じとし、医療機関の医療機能についての基礎的な情報は、愛知県医療機能情報公表システムから得ることとした。
- 「公立病院等地域医療連携のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）から平成 21 年 2 月に出された「地域医療連携のあり方について」や「愛知県地域医療再生計画」との整合性を図った。なお、有識者会議で議論されている地域の病院間の連携については医療圏計画に記載する。
- 新型インフルエンザの発生に伴い「新型インフルエンザ対策」を、また、肝炎対策基本法の制定に伴い「肝炎対策」を、新たに「感染症・結核対策」の細節として記載することとした。
- 西三河南部医療圏から「圏域内の人口が 100 万人を超えることから、医療圏の分割を検討したい。」という意見が出されたので、医療圏見直しの検討を行う。
- 基準病床数については、人口等最新の数字で算定する必要があるため、平成 23 年 2 月の計画部会において公表する。
- 目標値の見直しの検討を行う。（別紙 2 参照）

3 計画見直しスケジュール

